

複雑コミュニケーションサイエンス研究会奨励賞 選奨規程

第1条（目的）

複雑コミュニケーションサイエンス研究会 奨励賞（以下、CCS 奨励賞）は、電子情報通信学会複雑コミュニケーションサイエンス研究会（一種研究会）において発表された口頭発表論文の中から、若手研究者を奨励すること目的として、CCS 研究会技術報告の中の論文の内容、および発表態度を総合的勘案したうえで、優秀な若手研究者を選定し表彰する。

第2条（表彰対象論文）

選定の対象は、最近1年間に複雑コミュニケーションサイエンス研究会（一種研究会）で発表された論文とする。ただし、最近1年間とは前年4月から12ヶ月間を指すものとする。

2. CCS 奨励賞は、同一研究者に対し一度のみ授与できるものとする。

第3条（表彰対象者）

表彰対象者は下記の条件を全て満たすものとする。

1. 発表時点において 35 歳以下である。
2. 表彰対象論文の筆頭著者であり、かつ発表者である。

第4条（表彰件数）

表彰件数は最近一年間の CCS 研究会技術報告掲載論文総件数の 5%を上限とする。

第5条（選奨委員会）

CCS 発表奨励賞を選定するため CCS 発表奨励賞選奨委員会を設置する。選奨委員会は当該年度 CCS 研究専門委員会委員長を委員長、当該年度 CCS 研究専門委員会 顧問・専門委員・副委員長、幹事、幹事補佐を委員とする。但し、選奨委員が第3条に該当する表彰対象者となった場合は、その時点で当該年度の選奨委員会から除くものとする。

第6条（賞状及び副賞）

表彰者には賞状を贈呈する。また表彰者には、副賞として表彰式が開催される NOLTA ソサエティ大会の参加費を免除する。

第7条（表彰式）

表彰式は毎年度1回行う。

附則

この規定は平成 27 年 4 月 1 日より実施する。

この規定の一部を改定し、平成 28 年 4 月 1 日より実施する。

この規定の一部を改定し、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。

この規定の一部を改定し、令和 4 年 4 月 1 日より実施する。

以上